

主要な研究業績

- 「特別私法論の展開と民法の再編（一）（二）完——一九七〇年代・八〇年代のドイツにおける消費者法論争を手がかりとして——」法学論叢159巻第3号55-90頁・5号30-58頁（2006年）（単著）
- 「訴えの提起と不法行為法」産大法学43巻3号26-50頁（2010年）（単著）
- 「条件成就と債務不履行」産大法学48巻3号32-49頁（2015年）（単著）

最近の研究業績

- 「事情変更の法理(1) (2・完)——債権法改正立法資料集成(4)」民商法雑誌155巻3号189-242頁・4号213頁-242頁（2019年）（単著）
- 「和解契約における契約目的」産大法学50巻1号2-3号4号（2017年）（単著）
- 「敷引特約と消費者契約法10条」民商法雑誌149巻6号640-648頁（2014年）（単著）

□研究テーマ

民法と特別私法との関係について

□研究の取組み

わが国の法システムの原型は、近代法と呼ばれる法システムに求められる。近代法とは、政治的には近代市民社会の成立を前提としつつ、その経済的基盤である近代的資本主義体制を維持するため、資本主義体制の中核に位置する市場機構の基本的枠組を整備し保障する機能を担うものである。そこでは、商品交換に関する公正なルールを用意するという機能を果たすため、「人格の対等性」・「所有権の絶対性」・「契約の自由」・「過失責任の原則」が基本原理とされる。そして自由主義的な立場から、国家の介入はできるだけ制限され、各人の独立した自由な経済活動が最大限尊重される。

この近代法システムは、その後、現代法と呼ばれる法システムに転換することとなる。すなわち、社会的・経済的弱者の地位に甘んじざるをえない当事者が存在するなど、「人格の対等性」が現実には妥当しない事態、経済力の集中により市場の自己調節能力が機能せず、自由競争が妨げられる事態に対処するため、国家が積極的に社会経済秩序の維持に介入することとなる。

こうした現代法システムの展開において、国家が社会経済秩序へ介入するに際する、その介入の理念ともいえる政策判断には、二つの対立する視点を見ることができる。一つは、資源配分法ないし介入主義的法の増大という現象において見られる、産業育成・促進政策と福祉国家政策の視点である。もう一つは、近時の規制緩和の現象において見られる、市場主義的経済政策の視点である。

この二つの視点にもとづく政策は、上述の近代法システムの基本原理とどのように整合的に捉えられうるのか、あるいはどのように衝突するのか。また、この二つの政策の視点以外に、他の新たな視点（例えば、国家ではなく地域コミュニティを主体とした政策決定という視点、あるいは共同体に内在する規範を重視する共同体原理の視点、消費者団体のような集団を市場における重要なプレーヤーとして位置づける視点など、国家対個人という図式にとらわれない視点）を入れる必要があるのではないか。これが、研究の基本的な問題意識である。

消費者契約法は、規制緩和の動きの中、市場メカニズムが機能する前提条件を整備するために、自己決定・自己責任の原則が妥当する基盤を整備することを目的としていた。しかし、消費者保護というテーマにおいて従来議論されていた考え方は、近代民法が基礎とする基本原理の延長線上に位置づけられるものではなかった。すなわち、福祉国家的な思想に基づく弱者保護という考え方である。このように、消費者法をめぐる議論においては、消費者法が基礎とする基本原理だけでなく、民法が基礎とする基本原理についても、それをどのように理解するのかということが問われることになる。消費者法と民法それぞれが基礎とする基本原理とその関係をどのように把握すればよいのか、そのモデルとなるものの獲得を目指して研究を行っている。